監獄協會雜誌

第參拾壹卷
第拾貳號

明治二十一年五月創刊每月一回二十日發行
（十二月二十日發行）

目次

歳晩の辭……典獄　寺崎勝治……（一）

論說　懲罰事犯の取調に就て……京都帝國大學法科大學教授　法學博士　田島錦治……（五）

講演　監獄作業に就て……（一三）

統計　大正七年十月中入出監竝月末在監人員表外三表……（二八）

寄書　司獄官と禁酒問題……福岡刈屋哲公……（三五）
在監者の行狀審査に就て……渡邊圓流……（三九）
奈良監獄の作業一斑……奈良大原虎夫……（四三）
予は看守諸君と語る……典獄有馬四郎助……（四七）

雜纂　歳末多事……霜輸……（四八）
慢性モルヒネ中毒治驗の例……高松小笠原拙堂……（五〇）
獄裡で書かれた有名な書籍……（五三）

彙報　被告人の逃走其他——叙任——會報——公文……（五四）

歳晩の辭

歳華匆々として流水投梭も啻ならず著雍敦牂年云に徂かんとす、屈指三百餘旬恍として夢の如し、殘灯の下俯仰豈に多少の感慨無からんや。

顧れば五歳に亙る振古未曾有の大戰も突如として茲に終熄を告げ平和の曙光正に漸く鮮明ならんとす是洵に正義の爲め將人道の爲め深く祝福せざるを得ざるなり只我國此久きに亙る大戰に參加して他の交戰國に比し多大の慘害を蒙らず却て其商工業の進展に未曾有の盛況を呈せり、これ素より時局の影響なるが故に其終局に依て戰前の舊狀に戻り、社會各方面に幾多の變狀を來すべきは明なり然り時局の影響は物價の奔騰となり國民生活を壓迫し米價の高騰は遂に這般の

騒擾罪を惹起したるが如き將に來らんとする變狀の兆證にあらざるなきか識者の常に高唱せる如く、戰爭の終熄は各種事業の緊縮となり、會社工場の整理となり、急轉直下、戰時に於ける勞働賃銀は低下し、下級民の失職者を簇出する等社會は日に險惡の狀を呈すべく、一方久しきに亙りし經濟界の好調は各種の方面に俄に富豪を輩出せしめ、其餘弊は享樂主義の浸潤、成金思想の跳梁等國民をして虛榮浮華の惡風を助長せしめ、今や其害の及ぶところ鮮少ならず、精神界の混沌、生活の不調和、風敎の頽廢、敎育の弛緩、公德心の消耗等觀し來れば一として犯罪劇增の原因たらざるはなし、獄界又將に多事ならんとす、天の未だ陰雨ならざる牖戶を綢繆す職に司獄の官に在るもの深く其責任の重きを思ひ、感化懲戒の實績を考量するに付き今より一段の覺悟あらんことを望まざるを得ざるなり。

更に本年に於ける我監獄界の細故を叙し大事を論するに於ては數紙の能く盡すところにあらずと雖も、我國行刑事務の狀態は前年と同じく洵に平靜にして獄全般の氣運施設の暢達は正に順調に向ひ而も引續く物價の奔騰に伴ふ職員の

窮苦の如き、或は初秋後暴威を各監に逞したる惡性なる感冒の如き當局の憂慮又容易ならざりしと雖も、各員の修養と努力とは能く幾多の缺陷を補充して大故なきを得たりしは吾人の深く慶賀するところなり、而して獄事中、反獄、逃走、變死、殺傷の殃禍の如き之れを前年に比し寡少なりと云ふを得ず、其原因主として管理者の疎虞懈怠にあるを以て深く此點に留意するの要あるは勿論なりと雖も、時局の影響は各種事業の勃興、物價の昂騰を招き職員に非常の打擊と困憊とを來し、其極下級職員の轉職等を生じ常に缺員補足の困難を來したるが如き叙上の殃禍に多少の累を及ぼしたるものとして吾人は之を既往に愧め以て將來に戒めんとす。

次に本年に於ける一大不祥事として特筆を辭せざる處のものは屢々報導したる監獄事務官にして本會理事たる山隈眞直氏の訃音なりとす、氏春秋に富み、性行謹慤毫も邊幅を飾らず、識見公正にして、熱誠其職を執り、又能く本會の事務に鞅掌せらる、眞に得易からざりし人格者なり、然るに昊天壽を假さず、洵に監獄界に於ける多大の損失なりとして痛惜措く能はざる處なり。

其他周歳執り來りたる本會の事務に就ては絶えて報聞すべき資料なく徒に計劃多くして實行之れに伴はず、本誌の外形内容に就ても時局に於ける紙類暴騰の影響を受け緊縮の極誌上蕭寂高顧に背くところ尠からず省みて忸怩たらざるを得ざるなり、只吾人は茲に筆硯を洗ひて窮陰を送り、更に光輝ある百事安定の陽春に立ち其微力を效し長へに酬答せんとす、臘末酉寒の候、邦家の爲め切に會員諸君の自愛を祈る。

論說

懲罰事犯の取調に就いて

典獄 寺崎勝治

(一) 總說

懲罰事犯は在監者が獄内の規則に違背し、官吏の命令に服從せざる場合に、紀律に服從せしむる爲め、科する制裁である。而して懲罰事犯の取調に關しては特別なる法規なきを以て、眞實發見に可能なる一般的方法に依り審糺裁決することが出來る、凡そ眞實發見には自ら一定の理法がある、卽ち五官の作用と論理的推斷との二つにして吾人の耳目口鼻の作用に依り事物を判別し、或は演繹、歸納の方法に依りて推論するのである、而して其の方法は直接證明、間接證明、人的證明、物的證明に依り事犯の眞相を明にしなければならぬ。

(二) 取調の目的

犯則の取調は犯則者の實行したる行爲の全面を知ること卽ち發生したる犯罪の眞相を看取するを肝

要とするのである、事犯の眞相は如何にして起生したるか、如何なる目的を以て遂行したるか、如何なる手段を執りしか、如何なる影響を及ぼしたるかを明にするのである、約言すれば犯罪の日時、場所、原因、目的、手段、結果に外ならぬ。

（三）　犯則の原因

犯則の原因は千差萬別なるも之れを直接原因と間接原因と外的原因と內的原因とに分つことが出來る。

一、直接原因、間接原因、誤つて配食されたる食物なるを知りながら之れを食したる場合は誤れる配食は直接原因にして空腹は間接原因であると云つてよからう。

二、內的原因、外的原因、不謹愼は內的原因にして取扱の不當なるが如き、他の在監人に仕向けられたるが如き場合は外的原因である。

（四）　犯則の目的

犯則は一定の目的を達するために行ふことあり、又何等の目的なくして行ふことがある、例せば工場出役者が分房に拘禁さるゝ目的を以て爭論を爲したるが如き場合は前者に屬し、詰まらぬ交談の如きは後者に屬するのである。

（五）　犯則の手段

犯則者の犯則遂行の手段は一樣ではない、又其の手段方法が情狀に關係あるのみならず事犯の認定

にも大なる關係があるから詳細取調べなければならぬ。

（六）　犯則の結果

犯則に依り被害者に損害を加へたる場合に其の損害に大小あり深淺がある、監獄に及ぼしたる影響の廣くして且つ大なることがある、又直接の影響と間接の影響とを見なければならぬ、犯則に因り全監房に不良の氣分や影響を與ふることがある。

（七）　證明の方法

直接證明資料は直接に事犯を確むる材料にして事犯を見分せるもの、證言の如きである、間接證明資料は直接に事犯を確むることを得ざるも思想の作用を加味すれば其の事實の證明を容易ならしむる資料である、卽ち殺傷事犯に於ける血痕ある役服の如きものである、人的證明は犯則者の供述、證人の證言、鑑定人の供述の如きものである、物的證明資料は文書圖畫、其の他の物件である、人の陳述は强制するを得ざるに依り陳述を肯んせざるものをして云はしめ、又は一言をも發せざるものをして云はしむることは不可能である、犯則者が全部の犯則事實を陳述する場合卽ち自狀又は自白である、それから一部を是認し一部を否認することがある、犯則の取調に就いては注意すべき事がある。

一、犯則者の供述聽取は犯則の日時場所、手段方法、原因結果、其の他參考となるべき事項を取調べなければならぬ。

二、關係人の供述は關係の日時場所、關係の由來、內容結果を聽取するのである。

三、犯則者と關係人とを同時に供述せしむる場合は所謂對決又は對質にして牴觸せる事項を同時に陳述せしめ之れを聽取するのである。

物的證明は物件の實驗に依りて事犯を斷するの資料となすものである、物體の見分は卽ち是れである。

其の一　關係人の供述

懲罰事犯の取調を爲すものは機智に富めるものでなければならぬ、假令誠意誠心事に當るも到底事實の眞相を看破することは出來ない、偶々重要なる陳述を爲さうとしても之れを畏縮させ、言語を發することを得ざらしめ、或は多辯のものを多辯ならしめ、倨傲の者をして勇氣を生ぜしめ怯懦のものに危懼の念を起さしめ、終に眞實の陳述を爲さしめないことがある。

一、證人が善意なるとき

多數の證人にして各其の陳述が相異ることがある、而して其の全部が自己の陳述を眞實であると思つて居る、此の場合に係官は供述の確實の程度、表意の誤謬ありや否やに注意せねばならぬ、卽ち氣性、年齡、地位、觀察の正否、事件に對する興味等を調査して供述の眞否を判斷するの必要がある。

(1) 證人の直觀、證人は直觀を其の儘陳述することがあり又直觀と斷定とを混同して陳述することがある、洋杯のありたるや否やを證言するに當り何氣なく硝子の洋杯ありたりと云ひ水晶なりや硝子なりやを鑑別しないものが多い、此の場合は直觀と斷定とを併せて陳述するのである、又男裝せる婦人

を見たる場合に婦人と斷定するものが普通であつて外形は婦人にして男性なりや女性なりや分らぬと云ふものはなからう、それから自己の乘れる汽車が動いたか、隣りの汽車が動いたか分らぬことが多い、兩端を見て中間を見ないことがある、終りを見て始めを見ないことがある、殊に方向距離音聲臭氣の錯誤のあることが多い、要するに直觀の確固となるまでには多少の時間がある、人間の觀察は緩慢にして迅速なる運動にありては特別の印象を留めないことがある。

(2) 證人の記憶、記憶とは實驗したる印象と再現せる印象の同一なることの認識である、而して完全に再現の出來ないのは卽ち忘却に外ならぬ、元來記憶の想起は其の事實のありし狀態に復歸させて順を追ふて陳べさせなければならぬ、それから重要ならざることを多く陳べさせると重要なることを逸することあり、思想を注入すれば實驗せざることや、實驗せる所と異なることを陳述することがある、實驗せざることを實驗したりと陳述するは精神病者にもあれば甚しき疲勞の人にも生ずることがある、注意すべきである。

(3) 證人の精神狀態と觀察の正否との關係

證人の精神狀態は觀察に如何なる影響を及ぼすべきか、證人の畏怖し激昂せるときは鮮を小刀と誤りたる例もあり、又死刑執行の際司獄官の手袋の色を立會せる四名の官吏に尋ねたるに三名の陳述は各異なつて居り殘り一人は手袋はなかつたと云つたそうである、如此事例は澤山ある。

(4) 證人の頭部負傷と觀察の正否との關係

證人が頭部に負傷せるを知りたる場合に於ては裁判醫の意見を聞き判斷をしなければならぬ、多くは腦の活動に影響がある。

(5) 性格及び發達と觀察との關係

青年時代には比較的冷淡なるも一旦觀察したることは誠實に陳述するものである、老人は境遇に依り寬大溫和なるあり、又峻酷執拗なるものがある、女性は男に比して感情的であつて遠い慮りがない、故に其の觀察も亦其の性質の如きものである。

二、證人が惡意なるとき

(1) 證人の陳述が僞りなることを發見するには鄭重なる取調をしなければならぬ。

(2) 利害關係、友誼、親族其の他の關係、共同犯則者なりや否やの關係の如きは最も愼重の調査を要するのである。

三、證人に虛言癖のあるとき

虛僞の言を弄する習性のあるものは不知不識の間に虛構の言を發するものである、病者、婦女の如きは虛僞の陳述を爲すことあるも是れは別である。

其の二　專門家の鑑定

犯則事犯に付き係官に對して意見を陳ぶる第三者である、證人は見聞せる過去の事實を陳ぶるものである、意見を陳ぶるもの卽ち斷案を提供するものである、醫師の負傷病氣の診斷、技術家の意見の

如きものである。

其の三　犯則者の供述

(一) 係官は沈着、正義、慈愛、注意を信條として取調の步を進むること、

(二) 係官は情に激して大聲を發し拳骨を振り上げ、足踏みを爲すが如き行爲を避くること、

(三) 係官は暴行の慮れあるものを取調ぶる場合は被取調者をして着席せしむること、

(四) 係官は犯則者の人格を知る爲め身分帳を精査すること、

(五) 係官は身體精神の障害に因り虛僞の自白を爲すや否やに注意すること、

(六) 係官は犯則者が爲めにする處ありて虛僞の自白を爲すや否やに注意すること、

(七) 係官は「窃盜」、「殴ぐる」、「殺す」、「雞姦」等の語を露骨に發せざること、

犯則の取調は戒護官吏の任務であるが報告したる看守や、戒護部の看守長は原告官に外ならざるに依り、敎誨師も辯護人たる意味を以て一應の取調をしたならば、恐らく事實の眞相を誤ることがなからうかと思ふ。

其の四　實況の見分

實況見分とは五官の作用を以て性質形體場所を實驗することである、事犯のあたりたる場所を見分して事犯當時の狀況を認識するのである、事犯のありたる場所にあらざるも之れに關係ある場所例せば兇器を取り出したる所、文書の文字、被害者の身體、被服の實驗の如きは物的證明の一である。

其の五　文書圖畫

文書や圖畫は直接間接に事犯を證明することがある、文書圖畫は人の意思、行動を傳達する爲めに作られたるものであるから之れに據つて吾人の意思を知ることが出來る、故に之れを實驗しなければならぬ。

（八）結　論

懲罰事犯の取調は事實の眞相を看破しなければならぬ、眞實に適合せざる懲罰は嘗に紀律勵行の目的を達すること能はざるのみならず、却て反抗氣分を助長し又は輕侮の念を起さしむるものである、故に周到なる調査愼重なる取調を爲し一には紀律維持、命令服從の目的を達し一には處遇の適否、敎養感化の資料となすべきものである、噫、懲罰事犯取調の任も亦重且つ大なる哉である。（完）

講　演

監獄作業就ついて（近畿監獄職員茶話會席上に於て）

京都帝國大學法科大學敎授　法學博士　田島錦治君

私は監獄作業に就て一場の講話を致したいと思ひます。實は監獄の問題に就きましては平常あまり取調べて居りませぬ。只此監獄作業といふことが勞働問題に多少關係がありますから、其方面から多少觸れた事があるに過ぎませぬ、然るに私が監獄の事に御專門でゐらつしやる皆さんに向つてお話をするといふのは、恰も御釋迦樣に說法をするやうなものであります。至て大膽な話であります。且又私の意見が間違つて居る事も多く御座りませうから、どうか御遠慮なく御叱正を願ひたい。監獄は私學生時代から時々見せて戴きました。日本で二三ヶ所、歐羅巴でも數ヶ所見て參つたことがあるのであります。近來監獄の研究をもう少し眞面目にやつて見たいと考へて居ります。いまだに多忙のため其機會を得て居りませんですが、之を御緣に、此處に御列席になつて居る方々の監獄の方へ私が時々御邪魔に出るかも知れませんが、それは手を後にしては參らぬ積りでありますから、どうぞよろしく

御案内を願ひたいと思つて居ります。

監獄作業、卽ち監獄の勞働であります。或は監獄作業といつては適當でないかも知れませぬが、他に適當の言葉を見出せませんでしたから、殊に通常監獄作業と申してゐるやうですから、斯樣に題しましたが、とにかく監獄に於ける勞働のことであります。非常に大きい問題であります。實は赤塚さんから、勞働の能率を增加する方法に就て話せといふ御注文でありましたが、どうも其點ばかりを申上げる程私は監獄に關する材料を持つて居りませぬ。それで極廣く「監獄作業に就て」といふ題の下に御話をしたいと思ふ。

監獄作業を論じますに就ては、申す迄もなく刑事政策と經濟政策との二方面から研究してかからなければなりませぬ。此二つの政策はどうかすると相矛盾してゐるやうにも見えますが、全體から究極的に考へて見ますると一致融合すべきものであらうと思ふのであります。それはどういふ譯であるかといふと、抑〻刑法なるものは何であるかといへば論ずる迄もなく法律の一部でありますから、從て刑法の目的とするところは法律の目的とするところに合致しなければならぬ。然らば法律は何を目的とするかといへば、法律の目的は社會に於ける生活上の利益を保護するといふに在るだらうと思ふ。處で刑法の目的は何であるかといふと、これはイエリングが言つて居るのでありますが、刑罰といふものの威光——威嚇といふと少し語弊がありますから威光と謂ふ——威光及び執行によりて特別に保護すべき利益及保護を求むるところの利益に對して重大なる保護を加ふるといふことに在るであらう。つまり法律の目的は社會の生活上の利益を保護するに在ると申しましたが其一部分である。次に刑事政策とは何であるかといふと、今述べました刑法の目的を出來るだけ完全に達しやうとするに在る。又經濟政策とは何かといふと、社會の經濟上の利益を保護し及び之を進めて行くのがそれである。そこで犯罪といふことによりまして社會に於ける生活上の利益、經濟上の利益が重大なる障害を受けますから、從て經濟政策といふものの目的は刑事政策の目的に一致しなければならぬといふことが當然起つて來る。卽ち經濟政策といふものは、生活上の總ては含んで居らぬけれども、此社會生活の經濟上の利益を出來るだけ多く保護し且つ之を進めて行くといふことになるからして、して見ると此刑事政策はやはり經濟政策と手を握つて行かなければ、刑事政策上の目的を完全に達することは出來ないと思ふ。

只今刑事政策といふことに就て申しましたが、監獄の行政はやはり一つの刑事政策である。刑事政策の總てではありませんが、一部分である。して見ると監獄の中に於ける監獄の勞働卽ち監獄作業といふものも、これは、監獄の仕事の總てではありませぬが、刑の執行といふことに就ての一部分である。從て監獄作業といふことに就てもやはり刑事政策と經濟政策との兩方面から之を研究してかからなければなるまいと思ふ。

只今の御講演にも、理論的抽象的の御話がありまして、私も至極同感、大いに利益を得た次第でありますが、此刑事政策、殊に監獄作業に對する刑事政策に就て、少し諒いやうですけれども、先づ其

歷史がどういふ樣になつて居るかといふことを述べて見たいと思ひます。所謂故きを溫ねて新しきを知るであります。今日世の中に處して行くには、其由來する所を知ることが大切であると思ひます。其意味に於て申上げたいのですが、併し本日は斯う非常に暑い時でもあり、且又私もさう詳しく調べて來た譯でもありませぬから、詳細には申上げられませぬが、簡單に申上げますと、要するに監獄作業の發達は監獄其ものゝ發達と手を引いて居るのでありまして、第一番目に來たのが、只今も言はれた應報主義、或は之を報復主義といつても宜からうと思ひます。應報主義又は報復主義、卽ち人を殺した者は同じく之を殺してしまふ、人をつ傷けた者は之を傷つけるといふ主義がこれが昔まだ刑罰といふことが國家の手で以てやつて居らない時分に行はれた主義でありますが、之が國家の手で刑の執行を行ふやうになつてからも、その初期に於て此報復主義或は應報主義が行はれて居つたのであります。故に此時代に於ては非常に刑罰が峻嚴であつたので、從て威嚇卽ち拷問折檻といふことが刑の重なる部分を占めて居つた。それで監獄といふ所は首を斬るまでの置き處であるとまで考へられた位でありまして——勿論これは日本ばかりに就て申すのではない。歐羅巴其他に就て廣く申すのであります。又何處の國ではどうであつたといふやうな事も申しませぬ。さう詳しく調べて居りませぬので、全體に就て概括的に申上げること、御承知を願ひたい。——つまり罪人の生命を奪ひ、又は之を傷け、或は其有する所の財產を破棄してしまふといふやうな事を敢て致しましたが、此遣方は單に刑事政策の上から見れば或は良いかも知れませぬが、經濟政策上から見まするとは甚だつまらぬ話である。人の

生命を奪ひ又は傷け、財產を徒らに破棄してしまふといふことは甚だ不經濟な遣方であるといふ考が段々起つて來た。

そこで今度は其不經濟な遣方を改めてしまひまして、殺し又は傷ける代りに之を經濟的に使用する。又其財產はこれを破棄しないで沒收するといふことにして參りました。しかも其初は罪人を使役するといふことも極めて亂暴な遣方で、專ら之を流刑に處するといふやうな事であつた。卽ち島流し、遠ました報復主義から代つて禁遏主義とでも申しますか、卽ち社會に害を加へないやうに罪人を離隔してしまふ、且つ又これを罰するといふやうな主義が行はれて來たのである。しかも其禁遏主義の中にはいくらか經濟政策を加味するといふことになつて來たのである。それは我が國及び支那に於ても流刑などといふものは昔からあります。外國で最も古いのは、埃及で以て有期及無期の懲役を其國の刑法に設けて居るといふことがある、それから希臘の雅典及伊太利の羅馬では、罪人を國の鑛山に使役したといふやうな事もあります。又道路の築造に從事せしめたといふやうな事もあります。中世に至つてそれに類したやうな事をやつて居つたのは、獨逸の自由都市にあつたやうであります。或は地中海沿岸では、罪人を使役して船を漕がせるといふやうな事を致した事もある。道路の掃除を命じたといふやうな事もあつたやうであります。或は又罪人を他へ賣つて收入を得たといふやうな事もあります。獨逸のニウルンベルヒといふ町では千五百七十年卽ち今より三百四十八年程前に罪人を伊太利の

ゼノアへ賣つて收入を得たといふやうな事もあつたさうである。つまり國の罪人を他へ賣つて其政府が儲けるといふことをやつたのでありまして、これは墺太利の女帝マリヤテレサなどの時もやつたさうであります。ずつと近くそれに類した事をやつたのでは、英吉利である。英吉利は十八世紀の末迄今から百二十年ばかり前までは絞罪に處せられた罪人を、罰する代りに自分の植民地へ送つた。即ち亞米利加へ送つたのであります。そして亞米利加の植民地でそれが一人前二十ポンドの値で賣られて、奴隷の仲間へ入つて使役せられた。其後亞米利加は獨立したのでさういふ者が無駄になつて來たから、今度は同じ英吉利では第十九世紀の半頃まで濠洲へ送つて同じ事をやつたといふことであります。耶蘇教國の英吉利として——敢て他國を惡くいふのではないが、今日から考へて見ると、隨分ひどい事をやつて居つたと思はれるのであります。これは甚だどうも粗野な罪人の利用方法であつて、經濟政策としてはあまり感心した遣方でない。

然らば歐羅巴に於てはさういふ殘酷な方法ばかりであつて、もつと進歩した刑事政策と經濟政策とを兼ねた監獄作業といふやうなものはなかつたかといふとなか〳〵さうでない。實は今日日本に見るやうな進歩したところの監獄作業、即ち第三期及び第四期ぐらゐの只今御話のあつたやうな感化主義、改過遷善主義、並に豫防主義を加味したところの立派な刑事政策及び經濟政策を兼ねた監獄作業が、今を去ること三百三十年前、既に和蘭のアムステルダムに於て行はれたのである。此アムステルダムに於て行はれた年代に關しましては學者によつて說が違ふやうであります。私は至て淺學でいづれが

正しいか分りませぬが、或本では千五百八十八年だと云つて居るものがある。又千五百九十六年だといふやうに書いた物もあります。後の方の說に從ひますと、これは獨逸人のクローネといふ人の說でありますが、千五百九十六年にアムステルダムの市長がアムステルダムに始めてツフトハウスといふものを立てた。牢屋は其前からもありましたが、實に立派な建物である。今日から見ても申分のないやうな洵に立派なところのツフトハウスを立てゝ、これに、千五百九十六年二月三日に始めて十二人の男囚を容れたとあります。其後に至つて女囚を容れる牢や青年囚を容れるやうな牢も出來たさうであります。勿論これは今日理論上に云つて居る獨房主義といひますが或は別房主義といひますか兎に角さういふ主義によつてゐるのでありまして、しかも囚徒の能力に應じて作業を科するといふことにして居つたさうであります。これは千五百九十六年ですから、即ち今日から三百二十二年程前の事である。恰度日本の關ヶ原戰爭より四年前である。その我が關ヶ原戰爭より四年前といふ昔に既にアムステルダムに於ては實に進歩したところの監獄作業場が出來て居つたのでありまして、その事をツフトハウスといつた。ツフトといふのは、教育するとか、育てるといふやうな意味であつて、これを英吉利人は譯してコレクションハウスといつてゐる。即ち改善する場所、或は感化院、若くは教育場といふやうな意味でこれをツフトハウスといつたのである。しかもツフトハウスは罪人を優遇——といふのは語弊がありますが、非常によく取扱つたものであるから、當時之を批難するところの舊派の學者もあつた。之を批難する者は、ツフトハウスを目して、あれは罪人を罰する所でない。ツフトハウ

スの御殿といふやうな事をいつて嘲笑した。それほどツフトハウスは罪人をよく取扱つたらしい。即ち監獄内に於ては、罪人に仕事を教へる。教へてそれに慣らさせる。そして衣食の給與をよくする。衞生的にする。だから彼等が出獄後生計を立てることが出來たといふことである。左樣に立派にアムステルダムでやりましたからして果して功を奏して、其前までは隨分あちらこちらに乞食や浮浪人が徘徊して居つたのが、此刑事政策にして經濟政策を兼ねた立派な方法が實行されてからはさういふ者が段々跡を絶つたといふことであります。

それから此制度は和蘭の他の都會へも及ぼされまして、即ちゲントブリウジユ、此處でも立派な監獄作業場が出來た。それから和蘭と繁く交通をして居つたところの北獨逸のハンブルヒ、ブレイメン、其他方々の都會で皆之を眞似をして拵へるやうになつたのである。そこで之が出來てから約三百年後に、英吉利人で以て有名なホワードといふ人、此人は監獄改良といふことに就て名を揚げたところの人でありますが、此人があちらこちらを旅行した時に、和蘭を見て非常に感服した。其時に書いた本が「英蘭及ウエールス州に於ける監獄の狀況に就て」といふ本である。これは千七百七十七年でありますが、此本が英國に於ける監獄改良といふことに向つて非常な力を與へたのである。又此以後に只今講師の御話になつたやうなベンサムといふ人が出て來て、益々監獄の改良といふことに盡したやうであります。扨ホワード氏は其著書に斯う云つて居る。實に和蘭の監獄制度は完全である。結局和蘭の遣方は人をして勤勉ならしめよ、さすれば正直となるであらう。(make men diligent, andt hey will be honest)

と一向我々から考へて見て珍しくも何ともない言葉である。今から數千年前に、支那の孔子は何と云つて居るかといふと、「小人閑居すれば不善を爲す」、と孔子樣が既に云つて居る。敢て珍しい事ではありませぬが、併しながら東洋に於て和蘭の如き進歩せる監獄の制度はいつそんなら出來たかといふとなか〳〵後世まで出來なかつたやうである。して見ると、言葉こそ珍しくはないが、此勉强すれば正直になるといふ主義を、只文字の上ばかりでなく、實際に制度の上に現したものは、實に彼の和蘭人つて、和蘭ばかりでなく、北獨逸の都會に向つても盛に此制度を傳へることになつたのである。これもよほど注意すべき點であらう。

進歩せる監獄制度としてはそれ位のものでありますが、ところが其時代に於ける歐羅巴の内部の有樣はどうであつたかといふに、佛蘭西でも、英吉利でも、獨逸でも、君主專制政治の行はれた國に於ては、非常に慘逆なるところの刑事政策が行はれて居つたのである。どういふ事をやつて居たかといふと、相變らず監獄といふ所は威嚇する所である。苦しめる所であるといふ觀念が先に立つて居つて改過遷善主義といふやうな事は二の次に置かれて居つた。勞役を科するといふことはあつても、そはて至つて不經濟なる勞役の科しやうであつた。後にも申しますが、概ねそういふ狀態でありました。然るに是等の諸國も佛蘭西革命後に段々と其面目を改めて參りまして、英吉利に於ても、其他の國に於ても漸々近世式の監獄制度、即ち今日式の只今講師の仰しやつたやうな改善並に豫防といふことに向

つて行くやうになつて來たのであります。

以上は監獄の作業に關する歷史の大要を述べたのでありますが、今度は更に一步進みまして監獄作業の組織といふことに就て申して見たいと思ふのであります。監獄作業の組織を論するに就てもう一つ述べて置かなければならぬのは監獄作業に就て刑事政策と經濟政策とはどういふ風に密着の關係があるかといふことであります。ところが監獄作業といふことには從來色々な反對論があつたのである。只今の御話にも多少それに關聯した事があつたやうに私は考へますが、理論上でなしに實際上に於て監獄作業に就ての反對論があつた。それは何處から出たかといふと、監獄以外の勞働者から反對論が起つたのである。卽ち監獄作業といふものは自由勞働に向つて不合理なところの競爭を與ふるものであつて、つまり勞働の自由といふことを害する。殊に監獄といふ所は罪人を罰する所ではないか。罪人を罰するところの監獄が罰すべきところの罪人に仕事を敎へるのは無用な事である。故に監獄作業は廢止すべしといふやうな抽象的の議論が起つて來たのであつて、或は勞働組合、職工組合などの之を主張したものもあります。併しながら一面監獄作業に從事してゐるところの囚徒の數は一體どの位あるかといふことを調べて見る。而してこれと自由勞働者の數とを比較して見たならば、監獄作業に從事する人間の數は極少數である。それだから實際に於てはさうその自由勞働者に向つて不合理なる競爭を與へることはないものであるといふ方の實際論が勝を制するやうになつたのであります。これに就て私獨逸、佛蘭西等の統計を持つて居りますけれども、これを申上げることは此炎暑の際諸君

の御退屈を來すのみでありますから申すことを略しまするが、假に日本だけに就て見ましても大正四年に於て、官司業、請負業、委託業の三つに分つてあつて、官司業の作業者の數が男三千三百三十九人女三十三人請負業が男二萬七千六百七人女六百六十五人委託業が男四千九百六十一人女三百七十三人であります、而して在監者の數を勘定して見ると大正四年の勞役場留置者が男八百八十人女八十三人、刑事被告人が男三千六百十二人、女百七十九人、受刑者が男が四萬七千七百十三人、女が千九百九十六人といふ數である。勿論此刑事被告人は全部勞役をする譯でもありませんし、又懲役囚の外に禁錮刑に處せられた者は必ずしも勞役に從事致しますまいからして、實際勞役に從事して居る者は大した事はない。處が全國に働いて居る農民又は職工の數を數へたらこれは非常なものであつて、日本には職業統計がありませぬから詳しい事は分りませぬが、大體に於て工場法の支配を受くる工場に働いて居る者は、男三十五萬女五十五萬であります。殊に工場法の支配を受けないやうな所で以て働いて居る者が此外に澤山ありますからして、之を監獄作業に從事して居る者に比べたならば非常に優勢の位置にある譯であります。又監獄に於ける仕事といふものは色々に分れて居る。日本に就て見るも只今私の持つて來ました統計年鑑によれば五十六に分れて居る。他に其他の業といふのがありますから、實際に於ては五十六以上に分たれて居る譯である。左官、土工、燐寸、裁縫、木工、機械工、鍛冶工、耕耘、抄紙工、麻工、印刷工、木挽、彫刻工等數へれば澤山あるが併し斯ういふ部分的にも全體的にも監獄に在る如き淘に僅かな人間が多數の自由勞働者と不合理の競爭をするといふことは到底考へられな

い事であるといふ合理的の議論が勝を制するやうになりまして、英吉利や亞米利加などの勞働組合（トレードユニオン）にさへ却て監獄作業を廢することに反對の決議を爲す者あるに至つた位であります。併しながら自由勞働を壓迫するといふの批難は今日でも猶ほあるのでありまして、監獄作業を司つて居られる方はどうしても其點はやはり計算の中に入れなければならぬといふことはこれは勿論の事であらうと思ふのであります。

そこで此自由刑、卽ち監獄の作業は勿論自由刑の一の部分でありますから、此自由刑に關しまして一體刑事政策上どういふ注意がいるかといふ點を述べますれば、略四つあるやうであります。此四つの點は監獄作業を行ふに就て十分我々の考慮せなければならぬ事であらうと思ひます。

その第一は囚徒を自由人民から離隔する、而して彼等の自由を嚴格に制限しなければならぬ事、只今の御講演にもありました通りである。第一の形式論の方も捨てゝはいかぬといふのは之に當るのであります。それでそれに對して勞役を行はしむるに至つては規律を嚴正にしなければならぬ。而して監獄外の勢力が監獄勞働に向つて色々の影響を與へることがないやうにしなければならない。さうしなければ監獄は刑の執行といふことに對して監獄たるところの本當の職責を盡すことは出來ない。監獄外の或企業者が監獄作業者に向つて何か物を與へるといふやうな事があつてはいけない。さういふ機會を作らしめてはならない。卽ち囚徒を絕對に離隔し、監獄内の規律を嚴正にして、監獄以外の者が何等その勢力を監獄に向つて及ぼし得ないやうにするのが第一點。

その第二は監獄勞働は囚徒をして其精神並に肉體の出來得るだけの事を盡さしめなければならぬ。全力を盡してこれに當らしむる事、決して在監中慰み半分や退屈凌ぎにやるといふやうな態度に出でしめてはならない。

第三は監獄勞働は囚徒の生命健康を害するやうな事があつてはいけない。嚴正にし、全力を盡さしめなければならぬと共に、囚徒の生命健康を害するやうな事をしてはいけない。恰度前講師の言はれました仁愛といふ主義に當るのであります。

その四は監獄勞働は刑の目的に徵して個人適應主義を行はなければならない。獨逸の監獄では個人適應主義が非常によく行はれて居ります。個人に適應した主義、つまり子供には子供に適應した事を働を科するにもさうである。子供に科するものと老人に科するものと女に科するものと男に科するものと各々違はなければならぬ。さういふ個人適應主義を採ることが監獄勞働上肝腎である。させ、女には女、重い罪人は重い罪人、輕い罪人は輕い罪人にそれ〴〵適應した刑を執行する。監獄勞

此四つの主義が刑事政策上自由刑を執行するに就て注意すべき事柄であらうと思ふのでありまして而して經濟政策上としても以上の主義をやはり尊重しなければならぬ。卽ち經濟政策上からは以上述べました四點に對して一致共同の力を採らなければいけないといふことになる。尙經濟政策上は其上に監獄作業に就ては經濟的にやらなければならぬといふことを主張する。生產的にやらなければならぬ。不生產的ではいけないといふことを主張するものであります。それはどういふ意味かといふと、

昔はよく苦役といふことを云つた。苦役或は懲役、懲役といふ語は今でも使つて居りますが、苦役といふのはどういふ事をやつたかといふと、昔歐羅巴では臼を踏ませた。米を搗ぐのでも何でもない。只徒らに踏ませるのである。それから砲丸を右から左、左から右へ移させる。何の役にも立つことでない。それから土を掘つては埋めさせる。さういふ經濟上何等の役に立たないところの詰らない事をやらせた。それに依つて價値を生産するのでも何でもない。斯の如きことは今日の國家に於ては一切やらない。卽ち經濟政策上さういふ事はよろしくないといふのであります。

處で我國に就て之を考へて見ますと、これを經濟政策上からすれば、監獄に在る人間卽ち囚徒に對して、其出來るだけの勞役を科するがよいといふことになりますが、併しながら刑事政策上からはさういふ事も出來ますまい。刑事被告人である被告人に勞役を科するといふことも一律には出來ますまい。殺人罪とか何とか直ちに勞役を科するといふことも出來ますまい。色々な點があつて一概には參りますまい。懲役と禁錮、懲役といへば勞役を科し、禁錮といへばこれに原則としては勞役を科してゐないやうである。それから其他刑事被告人とか禁錮といふやうなものは、本人が望めば之に勞役を與へることに日本の法律はなつて居るやうに記憶致しますが、間違つて居ればこれはあなた方がお詳しくゐらつしやるのですから改めて戴きます。處が日本と同じ樣に大抵他の國もなつて居るやうであります。只和蘭は少し異つて居ります。これは併し倉卒に調べて來ましたのですから間違つて居るかも知れませぬ。間違つて居つたら取消しますが、和蘭では數百年來の經驗でなるたけ勞働を科するところの制度を採つて居る。卽ち千八百八十一年に改つた刑法によりますと、自由刑を二つに分けまして、一は恰度日本と同じ懲役で、囚徒を勞役に服さしめる。而して其收入は國家に歸する。勿論賞與金などは與へて居るかも知れませぬ。其點は日本と同じでせう。第二はこれは日本の禁錮に當りますが、之を拘留と譯して居る者もありますが、此の方は、自身の擇びによる勞役を以ての禁錮、斯ういふのでありまして、自分がしたければ擇んで或勞役に服することが出來る。而して其收入は囚徒に歸する。斯ういふ風になつて居ります。そんなら自己の擇びだからといつて若し擇ばなかつたらどうするか、私はいやだ、出來ませぬ、と云つて擇ばなかつたらどうするか。さうすれば監獄の方から指定して、これをやれ、と命ずる。要するにどちらにしてもやはり爲すのであつて、只一は收入が國家に歸し、一は罪人に歸するといふだけである。和蘭は斯ういふ方法を採つて居るやうであります。これは日本のやうな遣方がよいか、又は和蘭のやうな遣方がよいかといふことは、一に實際の問題でありまして、私のやうな門外漢の知るところではありませぬ。併も要するに和蘭はなるだけ罪人に勞役を科する方が遊ばして置くよりはよいと考へてゐるのである。罪人には原則として勞役を科するといふ斯ういふ主義を實行して居るのであつて、これは卽ち先刻申しましたアムステルダムに千五百九十六年ツフトハウスが出來て以來の主義を執り行つて居るものと考へられるのであります。（未完）

統計

○大正七年十月中入出監竝月末在監人員（△ハ減）

		前月末日現在	入監	出監	現員	前年同月末日現在	増減 前月比較	増減 前年比較
受刑者		五三、〇〇一	五、一一二	四、八四六	五三、二六七	五二、〇〇一	二六六	二、二一三
刑事被告人		八、八六九	四、七九二	五、六八二	七、九七九	八、八六九	△八九〇	三、七九二
勞役場留置者		三六六	四六三	四九八	三三一	三六六	△三五	△二四三
乳兒		三五	二五	二一	三九	三五	四	一九
總計	男	五九、九七三	九、七八一	一〇、四一六	五九、三三八	五九、九七三	△六三五	五、七四七
	女	二、二九八	六一一	六三一	二、二七八	二、二九八	△二〇	三四
	計	六二、二七一	一〇、三九二	一一、〇四七	六二、六一六	六二、二七一	△六五五	五、七八一

備考　内朝鮮人受刑者男六六人刑事被告人男一人、外國人受刑者男三二人女一人刑事被告人男五人ア

○大正七年十月末日現在在監者人員表

監獄別	受刑者 男	受刑者 女	受刑者 計	刑事被告人 男	刑事被告人 女	刑事被告人 計	勞役場留置者 男	勞役場留置者 女	勞役場留置者 計	乳兒 男	乳兒 女	乳兒 計	合計 男	合計 女	合計 計
小菅	一、二九八		一、二九八										一、二九八		一、二九八

	一審	一八〇	三二二	四九四	二〇	三二	一	一	六九八	一〇三	(八六)
東京	一、八一八	一	一、八一八	一		一	一		一、八一八	一	一、八一八
豐多摩	二、四八三	一	二、四八三	一		一	一		二、四八三	一	二、四八三
巢鴨	一、三五二	一	一、三五二	一		一	一		一、三五二	一	一、三五二
橫濱	一、五四二	六五	一、六〇七	九七	一〇	一〇七	一三	一	一、七一九	六七	一、七一九
浦和	一、〇九八	二	一、一〇〇	六五	一	六六	一四		一、一六六	一五	一、一八一
前橋	八七七	一	八七八	一八	一	一九	七		九〇二	一	九〇三
千葉	八九八	八	九〇六	六一	六	六七	一〇		九八九	四四	九八五
水戶	七二七	二	七二九	一二四	四	一二八	四		八五五	八	八六一
宇都宮	八二三	二三	八三六	六一	二	六三	一一		八九八	三五	九三三
長野	一、三二〇	四七	一、三六七	一三七	二	一三九	八		一、四八六	一三	一、五一七
甲府	六〇四	八	六一二	五〇	四	五四	四		六三八	一三	六五一
靜岡	九一五	二	九一七	一六三	一	一六四	九		一、〇八八	三一	一、一一九
名古屋	二、三一一	五五	二、三六六	三五四	八	三六二	三	一	二、九六八	六一	二、九七九
安濃津	六六八	四八	七一六	一八九	一	一九〇	一三		八八八	四九	八九七
堺所	八六三	一四	八七七	四三	一	四四	一二		九一八	九一八	九二五
岐阜	八一五	八	八二三	六五	一	六六	一二		九二五	一七五	九二五
金澤	一、〇八八	四四	一、一三二	六五	一	六六	一二		九二五	一七五	九二五
新潟	七五五	四二	七九七	九一	三	九四	七	一	八八八	四二	八九〇
福島	八六九	二	八七一	七八	三	八一	八	一	九三五	四五	九三〇
宮城	七四二	二	七四四	一三五	一	一三六	三	一	八八四	四五	八八九
盛岡	四二四	一	四二五	二一〇	一	二一一	四	一	四四五	四五	四五〇
青森	四四一	一	四四二	一五一	一	一五二	八	一	四八二	四八	四八七

| | | |

期	三月以下	六月以下	一年以下	二年以下	三年以下	五年以下	十年以下	十五年未滿	十五年以上	無	計
禁錮刑	九六一	七四	一、〇三五	九九四	一、一五四	四一	△一一九				
禁錮刑	九九、九九	二、〇二六	五三、〇二五	五二、七〇一	五〇、五三三	三二四	二、四九二				
禁錮刑											
禁錮刑											
禁錮刑	八	三六	八	九	三六	一	△一〇八				
禁錮刑	二	三六	二	二	四	一	二				
禁錮刑	四	一	四	四	一	〇	三				
禁錮刑	四	一	四	四	一	〇	三				
禁錮刑	一	一	一	一	一	一	一				
禁錮刑	一	一	一	一	一	一	一				
拘留刑	八七	四五	一三二	一六六	一六四	三四	二四七	二一九	二六	一	二一三
合計	五一、一九六	二、〇七一	五三、二六七	五三、〇〇一	五一、〇五四	二六六	二、三一六	二、三一三	一、一五四	一	二、一一三
初犯	二一、五四四	一、三二三	二一、八六七	二一、六九六	二〇、五五一	一七一	一五三	一七六	一、一五四	一	一、一一三
累犯	二九、四五五	七〇三	三〇、一五八	三〇、〇〇五	二九、九八二	三二四	二、四九二	一、一五四	一、一五四	一	一、一一三
計	五〇、九九九	二、〇二六	五三、〇二五	五二、七〇一	五〇、五三三	三二四	二、四九二	二、三一六	一、一五四	一	二、一一三
十八歲未滿	一、八九三	一二九	二、〇二二	二、〇〇九	二、〇四三	一三	△一一	一三	一一	一	一一三
二十歲未滿	二、五八一	一三三	二、七一四	二、六七六	二、五八二	三八	△一一五	一一	一一	一	一一三
二十歲以上	四六、七二二	一、八〇九	四八、五三一	四六、四二九	四八、〇五四	二一五	△二、一〇二	二、一一三	二、一一三	一	二、一一三
計	五一、一九六	二、〇七一	五三、二六七	五三、〇〇一	五一、〇五四	二六六	二、三一六	二、三一三	一、一五四	一	二、一一三

○大正七年十月末日現在在監受刑者罪名表

(△ノ減)

罪名	男	女	計	前月末日現在	前年同月末日現在	增減 前月比較	增減 前年比較
竊盜	二七、六四三	二八、五七二	二八、三四五	二六、九九二	一、五八〇	九	九五
强盜	二、三七〇	一九	二、三八九	二、四八四	一、八三	△一五一	△一八三
賭博及ヒ富籤	二、七八一	八一	二、八六二	三、〇四五	一、一二二	△一八三	△一二二
詐欺及ヒ恐喝	五、九四四	一一八	六、〇六二	五、九四〇	一、一二二	一二二	一二二
橫領	二、六二七	三四	二、六六一	二、六六六	一、〇〇三	一六八	一六八
贓物ニ關ス	九六七	三六	一、〇〇三	九八七	二三〇	二三〇	二三〇
毀棄及ヒ隱匿	四三	—	四三	四六	五二	△九	△九
通貨僞造	一七二	三	一七五	一七九	二〇三	△三	△三
文書、有價證券僞造	一、二二一	一九	一、二四〇	一、二七六	一、一九一	△四	△四
印章僞造	四二	—	四二	四二	二九	三六	三六
僞證及ヒ誣告	八五	二	八七	九一	一一三	△四	八
瀆職	七九	一	七九	七〇	六四	九	一五
猥褻姦淫及ヒ重婚	四三八	一三	四四一	四四八	三八七	三	六四
傷害	一、七四一	三〇	一、七七一	一、七三七	一、六九〇	三四	八一
殺人	二、二九五	一九七	二、四九二	二、四五八	二、三九四	三四	九八
嬰兒殺	三一	一五〇	一八一	一八四	一六二	三	一九
逮捕及ヒ監禁	一三	—	一三	一六	一一	三	二
脫監	四六	七八	一二四	一二三	一〇一	一	二三

| | | |

の氣は愚か、身心を麻痺せしむる毒藥のみ、此に依りて刹那の快を買得べきも、身心は益々不健康となりて終には救濟すべからざるに至らん、且つ夫れ人間浩然の氣を養ふに酒を借るに非ずんば能はずといふものあらば、其人の性格知り得べきのみ、モヒ中毒の病人は常にモヒの注射を要し、終には覺醒時に於て反つて病人の如く苦痛を感するに至ると同一なり、

社交上必要なりといふも是は勝手の議論なり、生來飲酒せざる人と雖も社交上何等差支なく、反つて圓滿交際し行くを見る、飲酒家の社交といふは一面墮落の傾向を伴へる社交にして、利益なる如くにして反つて後悔多き社交なり、殊に司獄官の如き神聖なる職業に從事するものがたとひ宴席に列するも飲酒せざるは當然にして他の不快を買ふの虞は毫もこれなきに於ておや、

酒は少量なれば害なしといふは一理ある如きも、少量にして醉ふ如き下戸ならば、少量にても相當害あるなり、上戸が謹みて多量を避くるは既に其害を知るよりの謹愼なり、寧ろ始めより飲まざるの勝れるに如かず、殊に上戸の少量は守り得ざるが世の常例なり、

宗教的禁酒は最も嚴肅ならざるべからず、佛戒なくんば止む、五戒十戒の一にも飲酒は堅く戒められ、諸經到る處に發戒あり、之を實行せざるは眞面目なる信者に非ず、其宗は無戒の宗風なりと雖も、飲めと勸められたる事は嘗てなし、蓮師の如きは殊に僧侶の重杯を戒められたり、俗諦道德上善なりとせる事は進んで之を實行すべきは信者の本分なり、名を無戒に借りて奈良漬生活を爲すものは佛祖の罪人たり、

禁酒は可なれども實行不可能なれば世間兎に飲むがよしといふに至りては、修養上何等心懸なきの徒にして、自ら進んで廓清を計るの意氣なし、他人感化の職に在るものとしては誠に不似合なりといふの外なし、

これらの飲酒肯定論者は、要するに言を左右に托して自己の非を強辯するものにして、殊に司獄官たるものは其身の職分を顧みて覺醒一番せざるを得ざるところなり、

予の禁酒主義には大略三義あり、

一、佛陀の禁誡
二、自己の修養
三、他人の敎養

佛陀の禁誡に就ては多數の敎語を擧示し得べしと雖も、諸曲『紅葉狩』の一節を茲に引照す、

さなきだに人心、亂るゝふしは竹の葉の、露ばかりだに受けじとは、思ひしかども盃に向へば變る心かな、されば佛も戒めの道は樣々多けれど、殊に飲酒を破りなば、邪婬妄語も諸共に、亂れ心の花かづら、かゝる妻はまた世にも、類ひあらしの山櫻、よその見る目もいかならん、

自己の身心修養のため禁酒の必要なるは多辯を要せずと雖も、アルコールが吾人の身心に惡影響を來す事を考へ、自重自愛するの念を喚起せざるべからず、見よ可惜有爲の人材が陸續として酒の爲めに衰落するを、精神に異狀を呈したる人、腦充血腦溢血にて仆れたる人、借金に苦めらるゝ人、家庭圓滿を缺く人、數へ來れば知人間にも多數の中毒者あるを見る、日々の三面記事も此消息の一部を傳へて餘りあり、吾人は轉た悚然たるを感せずんばあらず、張文潛云く『夫れ人之に語るに死を以てして未だ畏れざるは非ず、而して毎日の爲す所は死を取るの道半ばに過ぐ』と、至言といふべし、

予は先日、或飲酒家に禁酒を勸めたるに、彼云く、自今大酒は決して爲さゞるべし、たとひ飯むと雖も度を過して貴下の敎訓に戻る如き行爲は斷然爲さゞるべし、請ふ意を安んせよと、予曰く、否とよ、大酒を謹むべしといふは今日の貴君のいふ所なり、一度盃を手にし、一醉淘然として我吾

を忘るゝのとき、貴君の性格は一變して酒の爲めに支配を受く、性格一變したる後の行動は貴兄自身と雖も如何ともすべからざるならずや、如かず斷然禁酒して自他の安全を計るに如かざるなりと、彼亦悟る處あり斷然酒盃を擲つに至れり、

吾人は能くいふ大丈夫なりと、何ぞ知らん其大丈夫が一盃の酒に俄然として崩壞し、見るも淺ましき態度を現し、尙且つ口には大丈夫といふの滑稽に陷る事なきを保せんや、酒盃に親むの人、請ふ自ら沈思して過去の行動を顧眄せよ、果して然らずといふの勇ありや、

他人敎養上禁酒を必要なりといふは、司獄官としても宗敎家（敎誨師）としても、最も緊要なる點にして、吾人の聖職は酒を絕滅する事のみには非ずと雖も、少くとも酒に對して宣戰するは吾人の聖職の一端を盡くす所以なり、今日の社會の墮落を見、犯罪者の徑路を調査するの時、如何に飮酒と犯罪の關係が密接なるかを見るなるべし、殊に敎壇に立つの人は自ら之を禁せずして他人に對して其害毒を徹底的に指摘し救濟するを得んや、予は汝等のために自ら酒を飮まずといふに非ずんば、彼等は決して改めざるなり、予は自ら此の如き手數を採りし以來、感奮して禁酒を實行するに至りしもの益々多きを加ふるを見、心中無上の喜悅を禁ずる能はざるなり、殊に直接出獄人保護に從事するものは、絕對に酒德利を門內に入るべからず、被保護者が外出して飮酒するを防ぐ爲め、少量の晩酌を許すも可ならずやといふ保護當事者あるが如き、保護事業の前途も遼遠なりといふべし、

予が監獄界に於て禁酒を鼓吹して以來、多くの贊成者を得つゝあるが、中には予の主張を冷笑して、しかく頑固なる事にては世の中が渡れるものに非ず、君達が一人二人にて力味返つて見ても大勢を如何ともすべからず等と批評するものもあり、然れども此の如き人もいつかは佛陀矜哀の御

手廻しによりて、覺醒するの時機到來すべきを疑はず、予は幸に一步にても早く此重大なる意義を領得したるの光榮を感謝するものなり、

終りに臨み、醫學士樫田十次郎氏の『警戒せよ飮酒の正月』を拔萃して大方の參考に供せん、

飮酒は食慾を進むといふ人あるも、人によつては其樣な効能もあれど、酒は習慣になると少量ではすまぬ、且つ食欲を減退す、殊に大酒の場合は酒のみにて食事をせぬ人もある位、云々

腦脊髓、精神上に害を及ぼし、平生でも腦の働き鈍くなる、甚きは腦に異狀を呈する、

飮酒家の身體は抵抗力が少く結核に襲はれ易い、飮酒家の子は多く低能、云々

日本では古來目出度い場合には酒を用ふる、是れ氣違ひ水を呑んで凡てを忘れて喜ばうとするのである、毒を飮んでまで坐興を添へたい誠意があるなら、何も飮酒せずとも愉快に打解けて、會食會談する事が出來ると思ふ、米國人の會食などを見ると、殆ど酒を飮まいが、日本人が飮んで騷ぐよりももつと愉快に打興じて居るのを見る、云々（終）

○在監者の行狀審査に就て

渡邊圓流

監獄にありて在監者の行狀良否及改悛の有無を或る程度まで正確に鑑別査定して行くといふことは監獄事業中最も根本的のものであらねばならぬ——囚人の個性を研究することは到底不可能の事業として一監の囚人を全體として之を見大膽なる自治制を採用する或る外國の監獄にありては左程其必要を認めぬかも知れぬ——何となれば司獄官は之に由つて個性に適應したる行刑上の方針を立て處遇の適否を考察して其最善の效果を擧ぐる責任のあるからである、然して行刑上の機關は凡て之が試練せんとするの具ならざるは無く、在監者

は何れも之が試練に及第せんと吸々焦慮するものである、故に難事にして緊要且つ趣味ある仕事の一は確かに之個性の研究と其鑑別である、今之等鑑別査定の當否によりて岐るゝ利害點を閲するに、直接在監者に關しては假出獄、賞表授與及之に關連して作業賞與金率の增進等在監者個人の利害問題に觸るゝこと大なると共に一般囚情に及す感情甚大にして動もすれば司獄官に對する反感となり、或は同囚相排擠し率へては不平不滿の念を釀生し遂には官吏の明不信不を云々するに至る、其他作業の撰定及變更人撰の場合等に個性を見るの不注意より生ずる戒護上の影響及び階級處遇を實施せる監獄にありては殆んど處遇の中心とならざるは無く、又保護上にも及す處尠からざるものある等吾人は屢々見聞實驗する處なり、故に完全なる個性の審察は行刑全般に亘れる事項として愼重に決せねばならぬ司獄の事務と信ずるものである、今之等を列擧して見れば左の八項を數ふべきか。

(1) 假出獄撰定上の適否
(2) 賞表授與の遲速
(3) 作業賞與金率の多寡
(4) 在監者に及す感情の好惡
(5) 司獄官吏の受くる信不明不
(6) 階級處遇上の齊不
(7) 作業の撰定及變更の當否
(8) 保護上に及すの影響

如斯在監者の個性の淘冶改善を以て其職務とする司獄者は先づ其囚人を知りて彼等の行狀なり、改悛の有無を嚴密に査定せねばならぬ、是れ司獄者の義務にして行刑上受くる彼等の特權である、然らば如何なる識別上の標準を以て彼等有形的行狀と無形の心的作用とを檢せんとするか、是れ吾人平素抱懷する疑問たると同時に恐くは行刑上の一の謎たるを失はざるべしと思考す、この謎を解かんとする科學が司獄者の手によつて建設されねばならぬ時が來なければならぬ、決して永遠に葬り去らるべき問題ではあるまい。

論者或は言はん、彼等の行狀審議は必ずや司獄官會議に於て決せらるゝものにして、然かも其査定すべき憑據ともなるべきもの甲乙行狀錄に依る明細なる視察事項に基くものにして、彼等の起居動作、言行思念、勉否賞罰等一見瞭然として視察されたるものに非らずやと、這は元より當然の執務として司獄者の一齊に注意周到ならざるべからざるものならんも、吾人の實見より推せば遺憾ながら未だ粗雜なる分類的判斷たるを免れざるべし、今之等二三を指摘せば

(1) 常識的にして且經驗的である
(2) 概念的にして且直覺的である
(3) 背景的に失して過個性を看却す
(4) 感情的にして且猜疑的である
(5) 犯數及懲罰を過重視す

若し之れを智、情、意に分類配當して見ると

- (一)智
  - (1)常識—經驗
  - (2)概念—直覺
  - (3)背景
- (二)情
  - (4)感情—猜疑
- (三)意
  - (5)犯數—懲罰

現在の多くの囚人觀には統一的審察が缺けて居ることに氣附かずには居られぬ、卽ち

(一)智的に失する結果として　(1)司獄者の常識と自己の司獄に從事せし時間的經驗とを以て直ちに一の判定の型に嵌める、(2)囚人とは斯くなるものである、コレ〳〵の者であるといふ概念を以て之を視察するが故に極めて刹那の直覺的に斷案を下して省みぬの傾向がある、(3)又在監者の社會上に於ける地位身分職業財產といふが如き背景に囚はれて之を視察する結果遇眞相を遁し去るといふことあり。

(二)情的に人を見、情的に法を運用するといふことは人情の止むる得ざるに出づるも動もすると

偏憎偏愛に失して囚人の個性を捕捉し得ざること往々あり。

(二)意的のみに觀察して犯數、懲罰の度數とをのみ見て其全般を處理せんとする傾向がある、要するに今日吾人の犯罪者を觀察し之を處遇する上に於て單に犯罪者の粗雜なる事象が取扱者の目に觸れ、耳に聽えたる諸點を捉へては之れを各自程度の異れる觀察者の智情意に果して之を唯一の材料とし準據として其犯罪者の全體を之に歸納して或は智的に、情的に意的に判斷を下さんとす、吾人は斯かる分類的にして且つ歸納的なる準據を以て囚人の行狀と改悛の有無とを無雜作に査定して行くことを遺憾とするものである、何となれば彼等の特權を侵害するの感あるからである、故にどうしても司獄研究の歩が今少し科學的に進歩して苟も智情意を統合せられたる或る一つの法則ともいふべき概念實證より演繹されたる、そして囚人實況の事象と對象して判定して行くといふ域にまで進めなければならぬと思ふ、現在の査定の方法では未だ行爲に發露しない、若くは稀にしか發露するのみで容易に窺知するとの出來ぬといふ心象は一切之を審査の材料から逸し去つて省みられぬといふことになるであらふと思ふ、寧ろ此隱密の間にどれだけの價値が存するやも知れぬ、現今の行刑上の智識だけにては千金の心象を未發見の儘逸去するの憂がある、故に吾人は査定する合議の上に自ら不安を感じ、時に大なる誤謬を發見して心中甚だ自己の責任觀念に襲はるゝこと度々あるを常に遺憾として居るものである、理想から言へば智情意の統一されたる或る法則的原理より演繹されたる審査々定を要求せずには居られぬ、是れ司獄者に與へられたる未知の好題目たるを失はぬ予は唯先輩の敎示されたるものを經とし自分の僅かなる經驗を緯とし在監者の行狀査定上參考ともすべき左の數項に就て更らに所見を披陳せんと欲するものである。

(1)在監者の行爲と其注意點
(2)同言語と其注意點
(3)同心意と其注意點
(4)同心行の內外と其注意點
(5)同處刑の始終と其注意點
(6)同應接と其注意點
(7)同自他と其注意點
(8)同謹愼の晝夜と其注意點
(9)同入出と其注意點
(10)同犯則行爲と其注意點

詳細の說明に就ては號を更むべし。

○奈良監獄の作業一斑

奈良監獄　大原虎夫

監獄に於ける作業は行刑上の一大要素たるは素より論を須たざる所にして、曾に監獄管理上漫然無爲にして過さんよりは就業せしむると謂ふが如き單純なる論據に立脚するものに非ざることは今更茲に吾人の贅言を要せざる所、既に吾刑法第十二條は規定して曰く「懲役は監獄に拘置し定役に服す」と仍ち知る作業は懲役刑の實質にして監獄に拘置し自由を剝奪し併て一定の作業を强制する事に依りて始めて法の要求する行刑の實質を充實したるものと謂ふを得可し、卽ち拘禁の確實と、服役の二者は相俟り相俟て茲に所謂懲役刑を組成し亦其何れをか輕重すべくも非ざるや素より論なし。故を以て苟も其間萬一、僥安、貪逸の事相ありとせんか茲に刑の効果は其威力を半減せらるゝものと謂ふも決して過言に非ざるかを信ず　況んや行刑の本旨は更に進んで遊惰、放浪の徒をして有職の民たらしめ、社會の良民に復歸せしむるを以て終局の目的とする以上は、更に大に茲に意義ある行刑上の敎養なかる可からず。監獄作業は亦實に刑の作用、目的を全ふする必要手段の一に屬す。然るに較もすれば監獄の最大不祥たる脫獄逃走事故等は一大失態として平素警戒し介意せらる

るに反し、從來作業の實績未だ比較的鮮らざるに拘らず、尙且自ら安んずるの傾向あるを看受けらるゝは、是取りも直さず未だ作業を爾かく重要視せられざるを證するにあらずして何ぞや。

以上の兩者を比較對照するに甲者は以て社會の視聽を衝動し易きに反し、乙者は其實相を一般に周知せられざるとの形式上の相違あるに止り其實質に於ては何等逕庭あるに非ずして等しく吾人當局者の辭すべからざる責任なるに不拘、兩者の間に如斯現象あるは誠に遺憾の極みと謂はざる可からず。

斯くては吾人職を司獄に奉ずるもの、眞に其職責を全ふしたりと謂ふ能はざるのみならず、延ひては刑の法的要求及國家的性質を滅却し若くは薄弱ならしむるものと謂はざる可からず。如斯監獄作業は行刑の要素たると同時に人類の生活基本たるのみならず、國家の財政及經濟上の見地よりするも、所謂、利用厚生、以て可及的、國家負擔の輕減に努めざるべからざるは亦必然の歸結なりとす。

試に今吾奈良監獄に於ける收容囚の現狀を視るに近く京、阪、神の大都會を控へ、其多くは徒らに世の惡風潮に振蕩せられ、萬一の僥倖に一攫千金を夢想し、放縱、遊惰、安逸を之れ事とし朝に夕を圖らざるものを以て其大部分を占むるものに在ては、殊に極力、勤勉力行、卽ち自働自活の良習慣を馴致し以て、勞せらざれば食はざるの眞理を體得せしむるは刻下の急務たるを信ず。

回顧すれば今や前後五ヶ年に跨る曠古未曾有の全世界の動亂も漸く休戰條約の成立となり、硝煙彈雨の慘禍治まると同時に、現に他面に於ては平和の爭たる經濟戰の活舞臺は正に眼前に展開されんとす。此の時に當りて阪、神地方に於て戰時の要求に應じ簇出せる大小の工業家は早くも動搖を來し、既に其基礎脆弱なるものは講和來の聲に遑塞し事業の縮少又は轉換等の爲めに、失業者は

將に數萬を踰想せられ、現に當局者は頻りに之が救濟策に腐心しつゝあるが如き實況にして、而して是等失業者の先驅を爲すものは先づ指を技能未熟者並遊惰、安逸、其業に堪えざる者の二に屈せざるべからず。茲に於てか監獄に於ける當面の急務としては先づ彼等に適應の業を選擇賦課すると同時に、より以上に勤勉の習慣を養成し以て出獄の曉に至り失業者の群に入り世の落伍者たるに至らしざる事を努むるにある。

當監に於ては曩日既に思を茲に致し旗幟を技術の養成と勤勞の風習涵養とに建て前者に就ては努めて業種の選擇改善に意を盡しつゝあるも事未だ志に任せず、且地方事業界の何等見るべきものなきと、且つは地理の不便よりして僅かに硝子工、セルロイド工、金物工の如き其販路は米國、印度、南洋或は支那地方への輸出品製作に就業せしめ、漸次吾人の期待を滿たすに足るを得ると共に、後者に就ては先づ之が督勵の任に當る一般吏員の作業に對する自覺觀念を鞏固にし、率先其指導に任ずる爲め、苟も吏員集會の機會に屢次の訓示又は比較競爭法に依り常に自發的に將た機會督勵に努力し之れが徹底を期し併せて彼等罪囚をして極力勤勉力行の良習を馴致せしめんことを期し。又時々刻々に推移する現代異常の一般的變化を周知せしめ、將又國庫多端の折柄、國民的個々の見地よりして絕大の覺悟と努力とを要する所以を諭告し努めて自覺に基く勤勉を强要したる結果は昨年度及本年度初期に比し聊か進步の實相あるは自他共に欣ぶべき現象なりとす。

科程の良否及工錢の比較對照（奈良監獄）

科程	科程了	科程外	計
二倍以上	五割以上	二割以上	一人平均一歩合
一一	七五	一〇九	〇、九四
科程	科程了	科程の	計
七分以上	七分未滿		
一八九	一九九		八七〇
二八七			

大正六年十月

大正七年四月	一四	七六	一一二	三七〇	一八七	一五七	九一六	〇、九二
大正七年十月	九一	一一一	一三二	四二〇	一八〇	九六	一、〇三〇	一、一四

而して當監獄最近（十月中）の主なる受負業に付其一日一人平均工錢を揭げ前年同期と比較すれば左の如し

種目	大正六年十月中（九時間）	大正七年四月中（十時間）	大正七年十月中（九時間）	前年同期に比し增加
木挽工	一、〇七六	二、一一二	二、〇〇〇	八四、四三
指物工	二三、〇九	四九、八三	四八、八九	二五九、八〇
綯縫工	二九、五五	三三、八〇	二六、八一	一四、二六
久留米絣	一〇三、三五	一五八、五六	二一六、八九	一二、三九
大島紬織	—	—	一九五、五五	—
組紐工	一〇八、一五	一四三、四三	三五、五一	二七、五八
莚蓙工	一四一、一四〇	一七、九四	二〇四、九六	六三、五六
釦工	二九、七九	一八四、一五	二〇〇、三〇	九四、四一
硝子工	—	一七〇、七七	三八、一一	—
刷毛工	一四八、三七	一八六、一九	二七七、〇五	二八、六八
草履工	一〇四、〇四	一八二、三二	二四一、四四	一五六、四四）
セルロイド工	—	一八〇、四四	三五五、六七	—
筮工	一〇九、三五	二七、八七	一七八、八六	七三、六五
合計	一〇九、三五	一五五、六〇	一九六、九三	八〇、三五

尙本年度收入及歲出比較豫想を揭げ兩年前と比較すれば左の如し

種目	豫算	十月末日支拂濟額及調定濟額	總期年度見込額	計
在監人費	四一、三一〇、〇〇〇円	四一、一九三、六六〇円	二六、四二一、四五〇円	六七、六一九、九一〇円
囚徒工錢製作收入	三一、九〇〇、〇〇〇	元、七四八、四三五	三一、三四八、四三五	
在監人費に對する工錢收入割合	七七、二六％			

在監人費に對する收入の百分比例

年次	在監人費	囚徒工錢製作收入	在監人費に對する工錢收入の割合
大正五年度	三一、九二八、一七〇	二四、七一七、一七〇	七七、六％
大正六年度	四三、一五三、七三〇	二八、八六二、一六〇	六六、三％
大正七年度	六七、六一九、九一〇	三一、三四八、四三五	七七、二六％

如斯現狀にして滔々たる物價騰貴の影響は必然的に經費の膨脹を來し工錢の收入は之に伴はず前揭本年度の豫想にして誤りなくんば尙漸く在監人費の七七、二六％を償ふに止まり自ら顧みて忸怩たらざるを得ず。と雖も更に勇奮一番吾人は期す、此後愈〻努力以て近き將來に自給自足以て監獄經濟の獨立を圖らんことを。

雜纂

○予は看守諸君と語る（十九）

典獄　有馬四郎助

我が親愛なる看守諸君

世界の一大轉機卽ち舊世界が究屈なる總ての古服を脫捨て、いとも快濶なる新衣を着けんとする今日の過渡期に際會し、吾人司獄官吏はそも如何なる心掛あるべき乎、是は吾人の是非共考慮一番すべき時事問題たらずんばあらず、今や世の識者は思想混亂、民心動搖に就き、之が統一上一方ならず心痛を有するもの〻如く、而して其心配努力に至つては吾人も亦大に諒とする所也。

若夫れ此趨勢を能く利用善導することをせず、恣に其赴く儘に放任する時は勢の向ふ所遂に那邊にまで奔逸せんか、之れ經世に志ある者の齊しく深憂とする所也、然りと雖入は元來其面の異なる如く思想感情の異なるを原則とす、故に人爲的に之を統一せんことは不自然の至りにして到底不可能の沙汰たり、況んや差別あればこそ人類社會の進步發達は期待し得べく、且つ其一樣ならざる所に寧ろ人生の眞趣味も存すべきに於てをや。

要は唯だ大圍扇を趨勢の大局の上に翳し、之に由りて適從の方針を示し、以て民心善導の道を誤まらざるに在らん、而して今日一般の氣運として著く勃興し來れるものは、卽ち威嚇を詛ふの思想及び威嚇の壓迫裡より解放せられんとの精神なりとす、吾人司獄官吏は此點に關しては職務上最も密接の交涉あるを忘るべからず、然らざれば時代の落伍者となりて大なる不覺を取るの虞あり、何となれば古來行刑とさへ云へば直ちに威嚇を以て

其本旨と心得たるが爲めに、從て行刑官其者の言動も亦た自ら倨傲嚴酷に渉らざりし事情あれば也、他語以て云へば常に威容魁貌を裝ひ鬼面を假りて彼等を壓し且つ脅かすを其本領と思惟せしに非ずや、今にして之を顧みれば其幼稚や笑ふべしと雖も、之れ又た時代思想の一なりしとせば、所謂溫故知新の材料たるを失はず、但し恐るべきは因習の久しき動もすれば思はざる邊に於て尙ほ隱然固着して自ら其舊慣より脫却し能はざるものあること之れ也、故に此の點は何人にも注意を怠りて可ある所以を見ざる也。

兎に角吾人司獄官吏は左の一事を時代思想の一產物として、之に對し今後十分に注意警戒を加ふるの必要あるを認む、卽ち

從來の威喝主義は今後の囚人要訣に非らざる事

之れ也而して之に代ふるに啓發的溫情主義を以てし、然かも謹嚴己れを持し威あつて猛からざる態度にて、一面嚴父たると同時に又た一面に慈母たるの役目を果たすことを得ば、彼等は必ずや正義公道を怖れ國憲を重んじ國法を守り、眞に自治獨立の良民たるに至るや明かにして、司獄官吏も亦斯の如くにして始めて時代錯誤に陷るの弊を免かるを得べし。

予は自ら切に時代に醒めんことを希ふの餘り現時の所感を語ること斯の如し、願くば之に對し更に高敎を垂れんことを。

○歲末多事　霜輪

□**池塘**　春草の夢未だ覺めざるに、一葉の殘荷空しく秋風を送り、一年の計未だ成らざるに歲正に盡きんとす、古人歎唱して今人これに和す、逝くものは遂に斯の如きか、

□**煤掃**　や浮世の塵を其まゝに」歲末多事と雖も豈に味ふべき警句ならずや、某名僧嘗て曰く、

往來の乞食を見る毎に必ず合掌禮拜す、この人達は正直なるが爲め乞食となれり、もし不正直の惡人なりせば盜賊ともなりぬべしと、大悟徹底したる某君、監獄の門前を過ぎつて曰く、あらゆる階級を通じて絕えず隱れたる犯罪の行はるゝ今日、たま〳〵捕へられて世間惡人の代表者となりし諸君は、こゝ年貢の納め時なれば其罪に於て不幸と稱すべからざるも、平氣に法網を免かれ居る幾多の者より見れば、運命の點に於て氣の毒なりと、共に大に味ふべし、我は道德上の罪人にして彼は法律上の罪人なり、罪の本源に遡り、默考一番せば其輕重果して如何、媒掃は兎角高級なる天井裏の媒に及ばす、又隱密に成る椽の下の媒に及ばず、如何にして之を一掃すべきか、歲末多事遂に此事に及ばず、

□**小人**　閑居して不善を爲すと古人は云ひ、小人閑居せずして能く不善を爲すと今人は云へり、不善の相場何時しかに狂ひ來り古今の懸隔を生じたるに依るか、或は又社會進化の趨勢に從ひ小人の技倆一段の進歩を來したるものなるが、其孰れの解釋に依るも心細き現象と云ふべし

□**文明**　の明は光明の明なり五百燭の電燈を以て社會の裏面を照すなり、あらゆる方面の缺陷を認識するを得るは當然なり、開化の化は化物屋敷の化なり、百鬼の盛裝を爲して都大路を橫行するは當然なり、宜しく其五百燭の電燈を以て、此百鬼を退治すべし、斯の如くにして天下矛盾のことなきに至らん、

□**年末**　賞與多く臺所般賑を極む、歲暮賣出し盛にして福引の旗牌、八百八街に冶し、僥倖の汚風橫溢して、一攫千金を夢み、望みなき算筒、反物を引當てんと企つる貪慾の徒其跡を絕たゝず、大慾は無慾に似たり、人の世に處する損益の考慮なからざるべからざるや勿論なりと雖も、無暗に益せんよりは大に損せんことを思ふべし、會者曰く、人皆得んことを思ふ、得るは

益の道なり、得ることを思ふも可なり、則ち善を益し、德を益し、功を益すもとより可なり、されど失ふことを思ふも亦可なり、失ふは損の道なり、則ち不善を損し、不德を損し無功を損すと、

□同情　は經驗より生す、己れの經驗なき處には同情生せず、これ世態人情なり、齒を患へざる者は如何程齒の痛きものか程度を知らざるが故に患者に對して心より同情せず、同情は同病者間に於て尤も厚し、精力強き者　精力なきものに對し、才ある者は才なきものに對し、富者は貧者に對し、手腕ある者が痴鈍なるものに對する等同一の理論に到達すべし、只夫れ才德兼備の士に至つては仁愛の下、よく一視同仁の美德を發揚するあるを見る、

○慢性モルヒネ中毒治驗の例

高松監獄　小笠原揔堂

莫兒比涅中毒の爲め精神病を惹起すること多く又は犯罪に陷ることあるは偶々實地家の報告を耳にする所なり我監獄界に於ては大正五年水戸監獄に於ける實例を協會雜誌二十九卷第十號に揭載せられあり該患者は二十年間モルヒネ中毒に罹り居るものにして死量の數倍を要したるもの之れに漸次減量停藥し一ケ月半にして治癒し體重壹貫參百七十匁增加せる報告あり當時藥品騰貴し爲めに貳千餘圓を費し貧窮の餘り終に犯罪に陷りしものなりと。

余が近頃實驗したるものは左の二例にして何れも「モルヒネ」嚴禁法を最初より行へり。

一例　二十七歲の女にして父母共に健存同胞一人癩病にて死亡し伯母一人喘息を患ふ本人十六歲の時月華を見小兒の時左膝關節を打撲し一年間

步行不能なることあり十六歲より十九歲迄旅館に奉公し十九歲より二十四歲迄娼妓となりしが此の時より子宮痙攣を起し嘔吐を催ふし人事不省となることありて屢々醫師を招き注射を受く此病氣の爲め負債重なり各所に仕替をなし五年の後鄉里に歸り仲居奉公中詐欺橫領の被告事件を以て大正六年七月四日入監す當時身神衰憊筋肉痩削皮膚弛緩し顏貌憔悴感情不快の狀態なり而して每日若くは隔日に痙攣失神することあり間歇時は頭痛四肢麻痺の感あり患者の云ふ處によれば殆んど九年間一ことして注射を爲さゝることなしと由て「モルヒネ」中毒者と診し前の如き發作に際しても全く「モルヒネ」を使用せず他の神經鎭靜藥と健胃劑とを與へしが漸次快復して痙攣發作もなく僅に四十日にして營養佳良となり入監時より體量壹貫七百匁を增加し爾來益々健康體となれり。

二例　齡五十八歲の男にして家は農を營み中流以上の生活を爲せるもの。

既往症　父は九十歲にて死亡す少壯の時喘息症ありしも中年の後嗜好の酒を禁じ爲めに治癒し爾來最も强壯に過ごせしと母は三十歲の頃熱病にて死亡す同胞二人內一女は產後に死し一妹及ひ義兄健存す遺傳の證するものなし。

本人は性來頗る强壯にして壯年の頃は二十貫以上の體量を有したり然るに二十四歲の時瘧に罹り壹年間の長日を費やし漸くにして治癒したり此の時非常の衰弱を來し羸瘦骨立となりしも漸次營養回復し他の疾病に罹りしことなかりしが四十三歲の時卒然胃痛を起し或る醫師に賴つて「モルヒネ」注射を受けたるを初めとし爾來十四年間引續き殆んど一日も注射を缺くることなく一回四五筒一日十二三筒に及ぶ最初は一二筒にして發汗を來せしが漸次慣るゝに從ひ毫も發汗せざるに至る然れども胃痛は益々頑固となり食欲不振便秘を來し頭痛眩暈不眠となり記憶力減退氣力著しく衰憊し更に

羸痩貧血を來す或は吐血下血を來せしことあり或醫師は之れを胃癌と診斷し入院治療壹年を過ごしたれども依然奏効を得ず其より自宅に材料を備え自身隨意に「モルヒネ」又は「コデイン」の注射を行ふ(其分量不明)注射の場所は殆んど全身到らざる所なく頸部背部胸腹部最も著しく衰弱し顏貌頗る苦悶狀にして胸に手を抵て屈伏身を横え呻吟せり四肢は震顫歩行困難食慾減退視力薄弱瞳孔收縮皮膚弛緩して惡液質を呈す體重僅かに十一貫七百匁全身注射の瘢痕恰も大火傷の如し(撮影しあり)

以上の如く全く「モルヒネ」中毒の症狀顯著なり余の診察迄約一時間醫師の來るを待兼自ら携帶せる注射藥を以て既に四筒を注射し居れり由て其の注射器及び藥品を領置し寢に就かしめたるが翌朝再び胃痛起り耐え難きを以て瀕りに注射を乞ふて止まず由て「モルヒネ」〇、〇一を注射したり其れより朝夕注射を乞ふも其の非なるを示して患者の意に應せざりし然るに其の翌出廷の命に接せし處當抵注射を爲さゞれば毫も身を動かすこと能はずとて他の服藥を肯せず止むを得ず再び半筒宛二日間注射を施し爾後全く「モルヒネ」劑を禁じたり是れが爲め所謂禁避現象を起し益々症狀增惡を覺え惡寒頭痛不眠嘔吐下利を發し身體衰憊精神呆然として苦痛忍び難く最早死を免れずとて悲觀甚しきを以て專ら之れが慰安に勉め最も危險の發來に注意し時に興奮劑を處し單に健胃劑を與え約三ケ月にして漸次右等の神經系及び消化器系の障害減退し精神自ら爽快を覺え營養回復して體重十四貫百二十匁即ち入監時より貳貫四百二十匁增加せり更に三ケ月を經過して十六貫三百匁となり入監時より五貫二百三十匁の增加となり全く別人の如く强壯となり本人も亦回生の思ひを爲して常に感謝し居れり。

如此長年月に亙り慢性中毒の高度なるもの僅かに二三月にして治療を得たるは全く强制的に「モルヒネ」の禁止を勵行したるが爲にして當抵監外に於ては挽回の望みなかりしものと察す尙ほ此犯罪は中毒に因する精神障礙中に構成せざりしや否や疑ひを狹んで研究するの價値なからん乎。

○獄裡で書かれた有名な書籍

英國では知名の文士が獄裡で書いた澤山の書物がある。ヘンリー・ハワードは英國古代詩家として第一流の地位を占めて居るが此人は前後四回獄裡に投ぜられて其有名なる詩は大概其處で書かれたものであった。リチャード・ヴレースの有名なる詩"To Althea, from Prison"はウエストミンスターのゲートハウス監獄内で書かれたものである。

一七五九年にはスモレットは誹謗の罪で三年間投獄された。彼れの有名なる"The Adventures of Sir Lancelot Greaves"は矢張り其期間に書かれたものである。

ロビンソークルーソー漂流記の著者として有名なるダニエル、デフオーも一度ニューゲート監獄に投ぜられた事があって其時に「レヴュー」なる新聞を發刊する計畫を立てた。

サー、ウオルター、ラレー氏は十二年間ロンドン塔内に幽閉せられ、其有名なる"The History of the World"を其處で書いた。又ジョンバンヤンも同じく同期間同處に幽閉せられて其の有名なる"Pilgrims Progress""Grace Abounding""Holy war"其他數種の詩文を作つた。

最近に於てオスカーワイルドも二年間投獄せられ近時文壇に好評を博しつゝある"De profundis"及び監獄生活の物語"The Ballad of Reading goal"を書いたのである。(法律新聞)



彙報

○被告人の逃走　金澤監獄福井分監在監殺人事件被告人世古九重松は謀殺竊盜等前科三犯を有するしたたか者にして加ふるに去る九月入監以來常に逃走の念慮を懷き夢寐忘るゝことなき模樣なれば特に注意する處ありしが十一月二十五日福井地方裁判所より召喚を受け同日他の四人と共に押送せられしも同囚のみは餘罪取調の爲め獨り取殘され夜に至りしが其日は一先づ取調を中止して戒護者に引渡されたり其引渡すに當りて檢事より特に逃走等のことに就き注意する處ありしかば一層嚴重に手錠を施し捕繩を以て十分縛め二名の看守は双眸虎視之を戒護し徒歩歸監の途に就きたり然るに出發後約二十分を經過せる途中に於て被告は突然疾聲耳を掩ふ大音を發せしと見る間に捕繩及之を結び着けありし兵兒帶を取り外し倘着用の合羽編笠及び下駄を其場に脫ぎ捨て矢庭に跳り走りたり戒護者はスワ逃走よと兩名同時に無言の儘携へし提灯高く低く漸く其明りを縫りに暗を縫ふて如何でか脫すべきと之亦逸走追跡せしも當夜は折惡しくも咫尺を辨ぜざる眞の暗夜にして逃走者は手錠を施されたる儘とは言へ逃るる者は道を選ばず一心不亂野猪の走るが如く身を以て遮れんと疾走せし爲めやがて其跡を失ひたり取殘されし兩名の戒護者は今更無念ながらも止むことなく分監に其旨急報したり分監にては直に分監長登廳非常招集を行ひ四方に追跡捜索せしめ一方警察署にも通報して逮捕の手配怠りなく盡力せしも遂に捕捜するに至らず倘逃走後捕繩及兵兒帶を檢するに各切斷しありて其斷面より察すれば歸監途中窃に捕繩の緩りを戻し爪にて切斷し兵兒帶は引裂きたるものゝ如し。

○逃走未遂　京都監獄汐見町出張所拘禁窃盜事件被告人長谷川爲吉は十一月二十四日破獄逃走を企てたるも遂に發覺したり本囚は同月八日より破獄の準備に取掛り便器箱輪戰線の一端約一寸と外窓硝子戸車止め金具巾四分長さ一寸許りの鐵片を房内周圍の漆喰壁にて研ぎ澄し最初は窓枠角材の一端長さ約一尺四寸巾二寸深さ約二三分より七分位を切り込み外窓を破り脫出せんと企てしも其到底事成らざるを悟り此方を締めしも更に房扉鏡板の填め込みある四邊の枠を削り鏡板を容易に取り外し得るに至り殆ど成就せんとして看守の發見する所となれり而して監房檢査は隔日是を行ひたるも破壞の場所には飯粒を糊として之を塗り付け或は雜巾を以て磨り付けありし等の爲發見し得ざりしは宜なるかな

○立廻り　山形監獄在監受刑者强窃盜前田德三郎は藤眞草履仕上工に從事し居れるが十一月九日就業中同工裏付工菊地榮作より製作の草履一個を渡されたるも製作不眞なるを以て同人に向ひ改造を促したるに榮作は囚人の指圖により仕事をなすにあらずとて之に應ぜざるのみならず稍粗暴の言辭を用ひし爲前田德三郎は性來短慮者にて心氣壓ふる事能はず忽ち憤激の下自己使用の馬と稱する作業用器具を以て榮作の頭部目がけて散々毆打し深さ骨膜に達し休業全治二週間を要する創傷を負はしめ尙其節被害者榮作の隣席なる永井二郎にも過て右肩部に負傷せしめたり。▲十勝監獄在監無期懲役坂本多一は外二十九名の者と共に洋裁縫工に從事中十一月六日夕刻其隣席なる詐欺懲役二年斯井清次が裁屑にて洗を拭ひ多一の側に投棄したるより多一は勃然色を爲し是を咎め互に拳を潛めて口論し居る爲め看守の注意する所となり一應靜肅に期したるも再び爭を生じ多一は矢庭に濟治並に其隣席なる鈴木純藏の兩名に裁包丁を以て斬り付け全治迄數れも約二三週間を要する傷を負はしめたり畢竟加害者坂下多一は性質頗る短慮にして猜疑心の餘り被害者兩名が惡感を懷き居るものと邪推しての所爲なりとの事なり。▲靜岡監獄在監窃盜懲役十年中村留吉は十一月二十六日午後三時半頃同囚窃盜懲役六年和氣喜與二及其隣なる高田貞一郎の屑甲部を毆打せしより喜與二は直ちに之に應じ裁縫用鋏を振り上げ向ひ來る留吉の前額目掛けて眞向より頭部に突き掛り玆に一場の大慘劇を惹起せんとせしが戒護擔當の看守は逸早くも彼等を取り押へ負傷者を病監に入れ直ちに其手當を加へ一方工場の結束にして喜與二が貞一郎を煽動して自己の作業を妨害せしめんとするならんとの邪推よりして其暴慢を晴さん爲めの些事なりとの事なり。▲京都監獄拘禁窃盜事件被告人横山富太郎は十月下旬入監の當初より流行性感冒に罹り居りしを以て傳染豫防の爲め單獨拘禁に附し專ら治療中の處同月三十一日午前六時過ぎ其居房に於て兵兒帶を房壁羽目板の上部に設けある電燈枠に通し縊死す原因不明。▲浦和監獄在監受刑者懲役十月矢部磯吉は氣管支炎にて病監に收容せらるゝ者なるが俄かに病苦を悲觀し三尺帶及褌を結び付け之を監房手拭掛けにつなぎ十一月七日午前零時十五分頃縊死す。▲京都監獄在監窃盜懲役六月田邊幸市は精神的變質者にして暴行の虞あるより病監獨居に拘禁中なるも十一月十四日戒護者の隙に乘じ房内天井格子に帶を通し縊死せり然るに本囚には手錠を施しあり其儘縊首し居りしより見れば答を以て格子に帶を通せし者の如く觀察せらる尙精神病者の事なれば死因一向に詳ならず▲名古屋監獄に收容中なる窃盜囚懲役四年柴田治郎は先頃より頭部に色素腫の生ぜしを非常に苦にし居たりしが其臭氣殊の外甚だしく勞ひ夜間獨居に附したるに同囚は同病が不治の難病と悟り發作的に精神に異狀を呈せしものが十一月十九日午後十時三尺帶を房内薄闇棚に掛け之にて縊首せしが間もなく戒護看守の發見する處となり直ちに引下し人工呼吸を行ひ極力手を盡せしも遂に蘇生するに至らず。▲安濃津監獄受刑囚窃盜懲役五年藤原一郎は以前より盲腸炎を患ひ居りしが其後喘息に惱り更に最近流行性感冒より肺炎併發となり然も漸次危篤の狀態に陷りたる爲め沁々人性を悲觀し遂に十一月十九日夜電燈に故障を生じ爲めに一時消燈せしかば提灯を以て之に代へしより俄かに監房内漸暗くなりしを幸其暇に帶と手拭とを結び着け輪形となし枕を足臺に監房鐵格子に掛け之を二重に首に卷き縊死す戒護看守は巡回に際し同囚が偶然の

狀を爲せる如く見受けしも何となく不審に思ひ一應呼號せしに更に應ずる氣色なきのみか頭部に手拭樣のもの巻き居るに驚き篤と見澄ませば之なん眞の縊首なりき。▲千葉監獄在禁傷害致死囚鬱後五年中村久助は十一月二十六日午後六時過ぎ食興の手拭を繩格子の横貫に結束し環狀と成し之に頸部を託めて是亦縊死す原因は明かならざるも同人は非常に小心短慮者にして加ふるに粗暴頑冥且つ激し易く且つ感じ易き性を有し入監以來二年七ケ月の間に犯罪行爲實に二十五回に及びたる位なるも頃日來稍柔順に歸したる點より察すれば前非を悔ひたる結果ならんとのことなり。

○敎誨師の會同　去十一月本派本願寺より司法省監獄局長に對し廣島控訴院管内各監獄並に高松、德島、高知の三監獄次席敎誨師の會同を催ふし斯道の研究を爲さんことの希望を有するに就き賛同許可せられ度旨依頼ありたるを以て同局長は事務の改良上有益なりとし直ちに許容を與へたりと云ふ期日は十二月十日より三日間にして廣島に於て行ふ由なるが斯道の發展上裨益する所大なるべしと思料す。



叙任

敍高等官六等　典獄補從七位勳七等（名古屋）　菅　喜一郎
叙正七位五級俸下賜（死亡）　福井地方裁判所檢事兼福井區裁判所檢事　從六位　松井和義
叙高等官五等三級俸下賜
叙正七位　從七位（巢鴨）　武田慧宏
叙從七位　正八位勳八等（小菅）　淺間德三郎
叙正八位　勳七等（福岡）　安孫子代治郎
宮古ト改姓　看守長（水戸）　那須友次
叙勳六等授瑞寶章　從七位（長野）　齋藤德衛
叙勳八等授瑞寶章　正八位（福岡）　山本龍起
叙勳八等授瑞寶章　正八位（青森）　笹森堅造
叙勳八等授瑞寶章　正八位（福岡）　德永梅太郎
給九級俸（死亡）　看守長（金澤）　堀江眉夫
任看守長月俸十九圓給與　網走監獄看守　佐藤忠一
網走監獄勤務ヲ命ス
給八級俸（死亡）　看守長（靜岡）　橋本銀太郎
任監獄書七級俸下賜　陸軍三等軍醫正八位　入江晃
豐多摩監獄勤務ヲ命ス

會報

○茶話會

十一月十六日午後二時より本會樓上に於て茶話會例會を開催せり、講師は大審院檢事小山松吉氏演題は「支那視察談」にして氏は官命に依り昨年十月池田司法省參事官と共に支那に赴き具に支那の司法制度並に其國風民情等を視察し、本年三月歸朝せられたる次第にして先づ其視察中の一節、支那の國體並に政體を歷史的に詳說せられて其民主國なることを論斷せらる引證該博、更に五種の支那民族に論及して其民情並に各民の共通異同の點及び各特性を詳述し次に司法制度に就き專門的見地より其梗概を簡明に叙述し、終りに監獄視察談に移り各省の模範監獄等に就き其構造設備、行爲、作業、敎誨等の細に涉り極めて有益にして趣味ある講演を試みられ滿場拍手の內に午後四時半演了せらる。後會員一同には別室に於て茶菓の饗應あり、各自歡談を交へ午後五時過ぎ散會せり、當日來會せる會員の氏名左の如し。

楠田覺眞　三村佐一郎　下野統治郎　三浦精翁
小橋川昭慶　廣部惇　役鐘爾　五十嵐留藏
濱島豐次郎　佐々木英之　淺野芳雄　小澤義親
小田富士太郎　藤井藤藏　扇谷與三　給前仲次郎
鈴木養之助　宮瀨正義　川茂啓然　淺間德三郎
印南金次郎　海野正名　橋典仁　維賀壞吉
白倉通雄　双木文四郎　藤井嘉照　武田慧宏
川上里司　田中秀實　谷合湖　水谷任義
常岡卯三郎　溝邊直彦　中村庄次　石井饒
飯岡丈三郎　英治　板倉瀧藏　福田勝次
五十嵐毛利榮敎　上野泰吉　東山輝雄　和田太郎吉
齋藤敬二　荒川伯三郎　中村利義　細谷安藏
景山英志　毅　尾原靜乘　栗田一郎
中山參喜　山中儀三郎　和田岩雄　鵜田恒雄
西原幸藏　横山繁藏　辻敬助　白井勇松
鈴木信彌　坪井直彦　野口謙造　北島貞吉
谷田三郎

○理事の更迭

前號所載の如く山隈監獄事務官は去る十月忽焉逝去せられ自然本會理事も缺員の儘なりしが十一月中旬に至り檢事松井和義氏後任監獄事務官として就任せられたるに付き同時に本會理事を囑託せり。

○贈與金

本會々則第十一條第一項第三號乃至第五號に依り金拾壹圓以下の金額を退職贈與金として元看守長佐藤貞文氏遺族外三十一名に對し十一月廿日贈與し就れも元管轄典獄を經由して本人に交付せり

公文

○司法省監獄局監甲第六六八號（大正七年十一月十一日各典獄宛監獄局長通牒）

朝鮮人及ヒ臺灣人受刑者指紋原紙作成ノ件通牒

共通法施行ノ結果朝鮮及ヒ臺灣ニ於ケル內地人受刑者ノ指紋原紙ヲ當省ニ蒐集スルト同時ニ內地ニ於ケル朝鮮人及ヒ臺灣人受刑者ノ指紋ヲ徵シ朝鮮總督府又ハ臺灣總督府ニ送付スルコトニ協議致候ニ付今後朝鮮人又ハ臺灣人ニシテ受刑スル者アルトキハ之ニ對スル指紋原紙及ヒ指紋ニ關スル報告ハ指紋原紙取扱規程ニ依リ本省ヘ送付スル外左ノ通御取扱相成度

一、朝鮮人又ハ臺灣人ニシテ新ニ入監受刑スルモノアルトキハ其指紋ヲ押捺セシメ朝鮮人ハ別紙第一號樣式臺灣人ハ別紙第二號樣式ノ指紋原紙ヲ正副二通作成シ朝鮮人ノ分ハ朝鮮總督府司法部ニ臺灣人ノ分ハ臺灣總督府法務部ニ送付スヘキコト

二、朝鮮人又ハ臺灣人ニシテ現ニ刑執行中ノモノアルトキハ前項ノ例ニ據リ此際指紋原紙ヲ作成送付スヘキコト

三、指紋ノ押捺ヲ要スヘキ受刑者ノ種類、原紙記載例、原紙及ヒ報告ノ發送方法等ハ指紋原紙取扱規程ヲ準用スヘキコト

四、朝鮮人受刑者ノ指紋原紙ニハ正本副本共分類ノ價ヲ附セサルコト

五、朝鮮總督府又ハ臺灣總督府ニ於テ指紋ニ依リ前科包藏ノ事實ヲ發見シタルトキハ直接監獄ニ通知スヘキ筈ナルニヨリ之カ通知ニ接シタルトキハ當該檢事ニ通知スルカ其他相當ノ措置ヲ爲スヘキコト

六、指紋ヲ押捺セシメタル朝鮮人又ハ臺灣人ニシテ再ヒ受刑入監シタルトキノ受刑追加報告其他指紋ニ關スル報告事項ハ指紋原紙取扱規程第八條ニ準シ取扱ヒ朝鮮人ノ分ハ朝鮮總督府司法部ニ臺灣人ノ分ハ臺灣總督府法務部ニ通知スヘキコト

七、原紙及ヒ受刑追加小票ヲ發送スルトキハ原紙作成表ヲ添付セス只其員數ヲ明記スヘキコト

八、指紋原紙用紙ハ別途小包ヲ以テ送付スル關後不足ヲ生シタルトキハ朝鮮總督府司法部又ハ臺灣總督府法務部ニ請求スヘキコト



勝友叢書
第五編

教壇の上より

全壹册　菊版二百六十餘頁　定價金八十五錢　郵稅金八錢

本書は各監獄教誨師諸氏に依囑し日常實地に教誨せられたる話題の内に於て最も聽者に感動を與へたるものの寄稿を得之れに入監者に送りし眞情の流露せる親族知己の書翰を挿入し多少の取捨選擇を爲し完全せるものを茲に編纂せり從て斯道關係者は勿論教誨教育に從事する者の唯一の資料たるは贅言を要せず其社會教化に留意する士に於ても有益にして趣味ある參考資料たるを疑はず仍て之を推奨す

發行所

東京市麹町區西比日谷町壹番地

監獄協會

電話新橋一三六八番

振替口座東京貳五〇五九番

大場法學博士校閲　根本顯太郎著

指紋法解說

菊判百五十八頁　挿畫百九十五個　實費金三十五錢　郵稅金六錢

（改正指紋紙取扱規定並ニ解說添付）

本書ハ主トシテ實際的方面ヨリ說述セルモノナレハ實務家ノ好指針タリ

法學士　廣中佐兵衞述

貧民制度幷ニ救濟事業

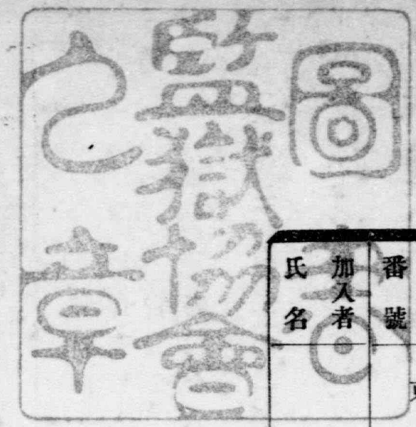
菊判百三十五頁　實費郵稅金二十四錢

本書ハ社會救濟事業ノ研究ニ關シ歐米諸名家ノ著書ヲ參酌シテ編述シタルモノナリ

發行所

東京市麹町區西日比谷町一番地

監獄協會



會費ヲ振替貯金ニ拂込マルヽ場合ノ注意

口座	東京貳五〇五九番
番號	
加入者氏名	監獄協會

大正七年十二月二十日發行　（定價金拾貳錢）

發行兼編輯人　東京市麻布區新網町一丁目廿二番地　北島良吉

印刷人　東京市四谷區愛住町二番地　磯村政富

印刷所　東京市麹町區有樂町二丁目一番地　報文社

發行所　東京市麹町區西日比谷町壹番地　電話新橋壹參六八番　監獄協會

賣捌所　東京市四谷區愛住町二番地　東京書院

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可　監獄協會雜誌第參拾壹卷第十二號（大正七年十二月二十日發行每月一回二十日發行）